

電波法の一部を改正する法律案新旧対照表

○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許の申請）</p> <p>第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 九（略）</p> <p>2 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項（自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 六（略）</p> <p>3 6（略）</p> <p>7 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。</p> <p>一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域を</p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>一 九（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 六（同上）</p> <p>3 6（同上）</p> <p>7（同上）</p> <p>一（同上）</p>

その移動範囲とするものに限る。）

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの

三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局
四 基幹放送局

8 前項の期間は、一月を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、同項の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。

9 総務大臣は、電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項の免許の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する無線局及びその使用する周波数を公示するものとする。

10 前項の競争への参加の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。この場合においては、第八項の規定を準用する。

11 第九項の競争は、無線局の免許を受けた場合において利用できる電波の経済的価値に相当する金額について、競りの方法をもつて行うものとする。

12 前二項に定めるもののほか、第九項の競争に参加する者に係る保証金の納付及び返還その他その競争の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

13 第九項の競争により選定された者が行う第一項の免許の申請（当該競争に係るものに限る。）については、第七項の規定は、適

二
（同上）

三
（同上）
四
（同上）

8
（同上）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

用しない。

(免許の有効期間)

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2| 第六条第九項の競争を経て与えられる免許又は第二十七条の十

三| 第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた第二十七条の十

四| 第三項に規定する認定開設者が同項に規定する認定計画に従つ

て開設する特定基地局の免許の有効期間は、前項本文の規定にか

かわらず、十五年を超えない範囲内において総務大臣が定める期

間とする。

3| 船舶安全法第四条(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。)の船舶の船舶局(以下「義務船舶局」という。)及び航空法第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局(以下「義務航空機局」という。)の免許の有効期間は、第一項の規定にかかわらず、無期限とする。

(周波数割当計画)

第二十六条 (略)

2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てるのが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜三 (略)

四 第二十七条の十三第八項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

(免許の有効期間)

第十三条 (同上)

(新設)

2| 船舶安全法第四条(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令に

において準用する場合を含む。以下同じ。)の船舶の船舶局(以下「義務船舶局」という。)及び航空法第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局(以下「義務航空機局」という。)の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。

(周波数割当計画)

第二十六条 (同上)

2 (同上)

一〜三 (同上)

四 第二十七条の十三第四項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 (略)

(特定無線局の免許の特例)

第二十七条の二 次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの(以下「特定無線局」という。)を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。)を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

(特定無線局の免許の申請)

第二十七条の三 前条の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項(特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に掲げる事項(第六号に掲げる事項を除く。)及び無線設備を設置しようとする区域)を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一〇八 (略)

五 (同上)

(特定無線局の免許の特例)

第二十七条の二 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

(特定無線局の免許の申請)

第二十七条の三 (同上)

一〇八 (同上)

2 (略)

3 総務大臣は、特定無線局に係る電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項の免許の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する特定無線局を公示するものとする。

4 第六条第十項から第十三項までの規定は、前項の競争について準用する。

(包括免許の付与)

第二十七条の五 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項（特定無線局（第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）を包括して対象とする免許にあつては、次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）及び無線設備の設置場所とすることができる区域）を指定して、免許を与えなければならぬ。

一 四 (略)

2 総務大臣は、前項の免許（以下「包括免許」という。）を与えたときは、次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を記載した免許状を交付する。

一 六 (略)

3 包括免許の有効期間は、包括免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

4 第二十七条の三第三項の競争を経て与えられる包括免許又は第

2 (同上)

(新設)

(新設)

(包括免許の付与)

第二十七条の五 (同上)

一 四 (同上)

2 (同上)

一 六 (同上)

3 (同上)

(新設)

二十七条の十三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた第二十七条の十四第三項に規定する認定開設者が同項に規定する認定計画に従つて開設する特定基地局に係る包括免許の有効期間は、前項本文の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内において総務大臣が定める期間とする。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるものうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの（以下「特定基地局」という。）について、特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域（放送法第九十

一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。）における当該移動受信用地上基幹放送の受信

2・3 (略)

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通

(特定基地局の開設指針)
第二十七条の十二 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

2・3 (同上)

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通

信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第八項第三号において同じ。)又は放送系(放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第八項第三号において同じ。)ごとに、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 (略)

3 第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

4 総務大臣は、特定基地局に係る電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項の認定(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものを除く。)の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する特定基地局を公示するものとする。

5 前項の競争への参加の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

6 第六条第十一項及び第十二項の規定は、第四項の競争について準用する。

7 第四項の競争により選定された者が行う第一項の認定の申請(当該競争に係るものに限る。)については、第三項の規定は、適用しない。

8・9 (略)

10 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の

信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。)又は放送系(放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。)ごとに、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 (同上)

3 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4・5 (同上)

6 (同上)

開設計画の認定にあつては、十年）を超えない範囲内において総務省令で定める。

11) 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第八項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

(開設計画の変更等)

第二十七条の十四 (略)

2 前条第八項の規定は、前項の認定に準用する。この場合において、同条第八項中「ときは、周波数を指定して」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 総務大臣は、第一項の認定(前条第十一項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。)をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

(合併等に関する規定の準用)

第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第八項及び第九項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。

7) 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第四項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

(開設計画の変更等)

第二十七条の十四 (同上)

2 前条第四項の規定は、前項の認定に準用する。この場合において、同条第四項中「ときは、周波数を指定して」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

3・4 (同上)

5 総務大臣は、第一項の認定(前条第七項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。)をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

(合併等に関する規定の準用)

第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項及び第五項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。

(認定計画に係る特定基地局の免許申請期間等の特例)

第二十七条の十七 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許の申請については、第六条第七項及び第九項並びに第二十七条の三第三項の規定は、適用しない。

(登録の実施)

第二十七条の十九 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第百三条の三第一項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければならない。

一・二 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第二十七項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六條第十八号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波

(認定計画に係る特定基地局の免許申請期間の特例)

第二十七条の十七 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許の申請については、第六条第七項の規定は、適用しない。

(登録の実施)

第二十七条の十九 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければならない。

一・二 (同上)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十四項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六條第十八号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (同上)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 (同上)

監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局)、第四条の二(呼出符号又は呼出名称の指定)、第六条第七項(無線局の免許申請期間)、同条第十二項(第二十七条の三第四項及び第二十七条の十三第六項において準用する場合を含む。)(競争の実施)、第七条第一項第四号(基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第六号ハ(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号(基幹放送局の開設の根本的基準)、第八条第一項第三号(識別信号)、第九条第一項ただし書(許可を要しない工事設計変更)、同条第五項及び第十七条第二項(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更)、第十三条第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五条(簡易な免許手続)、第二十六条の二第一項(電波の利用状況の調査等)、第二十七条の二(特定無線局)、第二十七条の四第三号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七条の五第三項(包括免許の有効期間)、第二十七条の六第三項(特定無線局の開設等の届出)、第二十七条の十三第十項(開設計画の認定の有効期間)、第二十七条の十八第一項(登録)、第二十七条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第二項(変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)、第二十七条の三十五第一項(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装

一 第四条第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局)、第四条の二(呼出符号又は呼出名称の指定)、第六条第七項(無線局の免許申請期間)、第七条第一項第四号(基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第六号ハ(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号(基幹放送局の開設の根本的基準)、第八条第一項第三号(識別信号)、第九条第一項ただし書(許可を要しない工事設計変更)、同条第五項及び第十七条第二項(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更)、第十三条第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五条(簡易な免許手続)、第二十六条の二第一項(電波の利用状況の調査等)、第二十七条の二(特定無線局)、第二十七条の四第三号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七条の五第三項(包括免許の有効期間)、第二十七条の六第三項(特定無線局の開設等の届出)、第二十七条の十三第六項(開設計画の認定の有効期間)、第二十七条の十八第一項(登録)、第二十七条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第一項(変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)、第二十七条の三十五第一項(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務

置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十二条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第

船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十二条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の

一項（指定無線設備の販売における告知等）、第二百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第二百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）、第二百二条の二第一項（算定基準）並びに同条第三項（金額の定めに係るものに限る。）及び第四項（金額の定めに係るものに限る。）の規定による総務省令の制定又は改廃

二〇五（略）

六 第六条第九項、第二十七条の三第三項又は第二十七条の十三第四項の規定による競争に付そうとするとき。

2 前項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（手数料の徴収）

第二百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

- 一 第六条の規定による免許を申請する者
- 一の二 第六条第九項の規定による競争に参加する者
- 二〇五（略）
- 六 第二十七条の三の規定による免許を申請する者
- 六の二 第二十七条の三第三項の規定による競争に参加する者
- 七 第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者

十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第二百二条の二第九項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二〇五（同上）

（新設）

2（同上）

（手数料の徴収）

第二百三条（同上）

- 一（同上）
- （新設）
- 二〇五（同上）
- 六（同上）
- （新設）
- 七（同上）

七の二 第二十七条の十三第四項の規定による競争に参加する者
八〇二十二 (略)

2 (略)

(電波利用料の徴収等)

2 前項の総務省令は、周波数の帯域、空中線電力、地理的条件等を勘案し、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されるように定めなければならない。

2 前項の総務省令は、周波数の帯域、空中線電力、地理的条件等を勘案し、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されるように定めなければならない。

(新設)
八〇二十二 (同上)

2 (同上)

(電波利用料の徴収等)

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(三千メガヘルツ以下のものに限る。)の電波(以下この条において「広域専用電波」という。)を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる金額(起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

(削る)

の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に九千五百八十九百円（別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、百七十七万四千九百円）を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3| 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者³がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者³がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいずれ

(削る)

の特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項の規定を適用する。

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査

二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

- 五 標準電波の発射
- 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
- 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
- 八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
- 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
- イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

(削る)

ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

5| 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の

日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、第一号包括免許人にあつては四百三十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数（登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。）を乗じて得た金額（当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならぬ。

6| 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の

日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間において、当

該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては四百三十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円（移動しない無線局につ

いては、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額)に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数(当該包括免許人等が他の包括免許等(当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。)を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数)を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7

免許人が既開設局の免許人である場合における当該既開設局に係る第一項の規定の適用については、当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局の各免許人が当該既開設局と特定新規開設局とを併せて開設する期間を平均した期間の当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期

(削る)

(削る)

間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

8| 免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定公示局に係る第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日（以下「満了日」という。）の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に

相当する額及び第八項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種類、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

- 9) 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局(当該特定基地局が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ。)に係る第一項又は第五項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは

(削る)

3|

特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。以下この条において同じ。）に係る全ての特定公示局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局（以下「特定免許等不要局」という。）に係る旧割当期限の満了の日（以下「満了日」という。）の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間（以下この条において「対象期間」という。）に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものに限る。）を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。）及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）現在において開設している当該特定免許等不要局の数（以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。）をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、総務省令で定める金額を国に納めなければならない。

「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」とする。この場合において、当該認定計画に従つて開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従つて開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

10|

特定周波数終了対策業務に係るすべての特定公示局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局（以下「特定免許等不要局」という。）に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間（以下この条において「対象期間」という。）に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものに限る。）を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。）及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）現在において開設している当該特定免許等不要局の数（以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。）をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を

4) 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局に使用することができる無線設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）に対象期間に表示（第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）を付した者（以下この条において「表示者」という。）は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）前一年間に表示を付した当該無線設備の数その他総務省令で定める事項をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、総務省令で定める金額を国に納めなければならない。

含む。次項において同じ。）の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

11) 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局に使用することができる無線設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）に対象期間に表示（第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。以下この項において同じ。）を付した者（以下この条において「表示者」という。）は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）前一年間に表示を付した当該無線設備の数その他総務省令で定める事項をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該無線設備を使用する特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数（当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中におけるその機能の障害そ

5| 前二項の総務省令で定める金額は、特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局を開設する者が受ける利益を勘案して定めなければならない。

6| 第一項の規定は、次に掲げる無線局の免許人には、当該無線局に関して適用しない。

一 第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局

二 第六条第九項又は第二十七条の三第三項の規定による競争を経て免許を受けた無線局（最初の免許の有効期間に係るものに限る。）

三 第二十七条の十三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた認定開設者が認定計画に従って開設した特定基地局（最初の免許の有効期間に係るものに限る。）

（削る）

その他これに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものの数を控除した数。第十八項後段において同じ。）を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

（新設）

（新設）

12| 第一項、第二項及び第五項から第十項までの規定は、第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）には、適用しない。

一 警察庁 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務

二 消防庁又は地方公共団体 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第一条に規定する任務を遂行するために行う事

務

- 三 法務省 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の三の二第二項に規定する事務
- 四 法務省 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）第一条に規定する少年院、同法第十六条に規定する少年鑑別所及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条第一項に規定する婦人補導院の管理運営に関する事務
- 五 公安調査庁 公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第四条に規定する事務
- 六 厚生労働省 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する職務を遂行するために行う事務
- 七 国土交通省 航空法第九十六条第一項の規定による指示に関する事務
- 八 気象庁 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第二十三条に規定する警報に関する事務
- 九 海上保安庁 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二条第一項に規定する職務を遂行するために行う事務
- 十 防衛省 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条に規定する職務を遂行するために行う事務
- 十一 国の機関、地方公共団体又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する水防管理団体 水防事務（第二号に定めるものを除く。）
- 十二 国の機関 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十

(削る)

- 7| 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 8| 免許人等(総務省令で定める者を除く。)は、第一項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に

三号) 第三条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務(前各号に定めるものを除く。)

13| 次の各号に掲げる無線局(前項の政令で定めるものを除く。)の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)が納めなければならない電波利用料の金額は、当該各号に定める規定にかかわらず、これらの規定による金額の二分の一に相当する金額とする。

一| 前項各号に掲げる者が当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局(専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。) 第一項、第二項及び第五項から第十項まで

二| 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの(専ら前項第二号及び第十一号に定める事務の用に供することを目的として開設するもの並びに前号に掲げるものを除く。) 第一項及び第五項から第十項まで

三| 周波数割当計画において無線局の使用する電波の周波数の全部又は一部について使用の期限が定められている場合(第七十条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。)において当該無線局をその免許等の日又は応当日から起算して二年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局 第一項

14| 第一項、第二項及び第五項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

15| 免許人等(包括免許人等を除く。)は、第一項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電

係る電波利用料を前納することができる。

9| 前項の規定により前納した電波利用料は、前納した者の請求により、その請求をした日後に最初に到来する応当日以後の期間に係るもの限り、還付する。

10| 表示者は、第四項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で定める期間（以下この条において「予納期間」という。）を通じて納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる。この場合において、当該表示者は、予納期間において同項の規定による届出をすることを要しない。

11| 前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第四項の無線設備の数を予納期間が終了した日（当該表示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止したときその他総務省令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日）の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の政令で定める金額に予納期間において表示を付した無線設備の数（当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中におけるその機能の障害その他これに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものの数を控除した数）を乗じて得た金額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならない。

12| 第十項の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要納

波利用料を前納することができる。

16| （同上）

17| 表示者は、第十一項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で定める期間（以下この条において「予納期間」という。）を通じて納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる。この場合において、当該表示者は、予納期間において同項の規定による届出をすることを要しない。

18| 前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第十一項の無線設備の数を予納期間が終了した日（当該表示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止したときその他総務省令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日）の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の政令で定める金額に予納期間において表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならない。

19| 第十七項の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要

付額を超える場合には、その超える金額について、当該表示者の請求により還付する。

13| 総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

14| 前項の承認に係る電波利用料が同項の金融機関による当該電波利用料の納付の期限として総務省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなす。

15| 電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合は、納付受託者（第十七項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

16| 電波利用料を納付しようとする者が、納付受託者に納付しようとする電波利用料の額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該電波利用料の納付があつたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

17| 電波利用料の納付に関する事務（以下この項及び第二十五項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの（次項から第二十七項までにおいて「納付受託者」という。）は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

納付額を超える場合には、その超える金額について、当該表示者の請求により還付する。

20| (同上)

21| (同上)

22| 電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合は、納付受託者（第二十四項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

23| (同上)

24| 電波利用料の納付に関する事務（以下この項及び第三十二項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの（次項から第三十四項までにおいて「納付受託者」という。）は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

- 18 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。
- 19 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。
- 20 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
- 21 納付受託者は、第十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。
- 22 納付受託者は、第十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を総務大臣に報告しなければならない。
- 23 納付受託者が第二十一項の電波利用料を同項に規定する総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。
- 24 総務大臣は、第二十一項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の場合の例による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第十五項の規定による委託をした者から徴収することができない。
- 25 (同上)
- 26 (同上)
- 27 (同上)
- 28 納付受託者は、第二十二項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。
- 29 納付受託者は、第二十二項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を総務大臣に報告しなければならない。
- 30 納付受託者が第二十八項の電波利用料を同項に規定する総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。
- 31 総務大臣は、第二十八項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の場合の例による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十二項の規定による委託をした者から徴収することができない。

25 納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

26 総務大臣は、第十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

27 総務大臣は、第十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

28 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

29 第二十七項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30 総務大臣は、第十七項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第十七項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第二十二項又は第二十六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十五項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

32 (同上)

33 総務大臣は、第二十四項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

34 総務大臣は、第二十四項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

35 (同上)

36 第三十四項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

37 総務大臣は、第二十四項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第二十四項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第二十九項又は第三十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第二十七項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

31| 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

32| 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。

33| 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分により、これを処分する。この場合における電波利用料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

34| 総務大臣は、第三十二項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるときその他総務省令で定めるときは、この限りでない。

35| 第八項から前項までに規定するもののほか、電波利用料の納付の手續その他電波利用料の納付について必要な事項は、総務省令で定める。

第三百三条の二の二 第六条第九項又は第二十七条の三第三項の競争により選定された者が免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならぬ。この場合においては、当該選定された者に係る第六

四 第三十四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

38| (同上)

39| (同上)

40| (同上)

41| 総務大臣は、第三十九項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるときその他総務省令で定めるときは、この限りでない。

42| 第十五項から前項までに規定するもののほか、電波利用料の納付の手續その他電波利用料の納付について必要な事項は、総務省令で定める。

(新設)

条第十二項（第二十七条の三第四項において準用する場合を含む。）の保証金に相当する金額は、当該競落額に相当する金額の内払とみなすことができる。

2| 前項前段に規定する選定された者が第六条第一項又は第二十七条の三第一項の免許の申請をした後当該免許を与えられないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。

3| 第二十七条の三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた認定開設者が認定計画に従つて最初に開設する特定基地局の免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、当該認定開設者に係る同条第六項において準用する第六条第十二項の保証金に相当する金額は、当該競落額に相当する金額の内払とみなすことができる。

4| 前項前段に規定する競争により選定された者が第二十七条の三第一項の認定の申請をした後当該認定を受けられないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。

第三百三条の三 政府は、毎会計年度、当該年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるものとする。

- 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及

第三百三条の三 政府は、毎会計年度、当該年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、電波利用共益費用の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の電波利用共益費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

- （新設）
- （新設）

び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。)の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する

技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

五 標準電波の発射

六 特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)

七 特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一项において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)

八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるよう

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

にするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

（削る）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2| 政府は、当該会計年度に要する電波利用共益費用に照らして必要があるとき認められるときは、当該年度の電波利用料の収入額の

2| 総務大臣は、前項第三号に規定する研究開発の成果その他の同項各号に掲げる事務の実施状況に関する資料を公表するものとする。

第百九条の四 偽計又は威力を用いて、第六条第九項、第二十七条の三第三項又は第二十七条の十三第四項の競争（以下この条及び次条において「周波数競争」という。）の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 周波数競争につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第百九条の五 国の職員が、周波数競争に関し、その職務に反し、当該周波数競争に参加する者に談合を唆すこと、当該周波数競争に参加する者に当該周波数競争に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該周波数競争の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

予算額のほか、当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用料の収入額の決算額（当該年度の前年度については、予算額）に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用共益費用の決算額（当該年度の前年度については、予算額）を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の電波利用共益費用の財源に充てるものとする。

3| 総務大臣は、前条第四項第三号に規定する研究開発の成果その他の同項各号に掲げる事務の実施状況に関する資料を公表するものとする。

（新設）

（新設）

第百十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百九条の四 二億円以下の罰金刑
- 二 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑
- 三 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第百十条の二又は第百十一条から第百十三条まで 各本条の罰金刑

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 二十二（略）
- 二十三 第百三条の二第三項、第四項又は第十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

1 14 （略）

15 （電波利用料の特例）

第百三条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等
十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われ

第百十四条 （同上）

- 一（新設）（同上）
- 二（同上）

第百十六条 （同上）

- 一 二十二（同上）
- 二十三 第百三条の二第五項、第六項、第十項、第十一項又は第十八項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

1 14 （同上）

15 （電波利用料の特例）

第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等
十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われ

への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護するものを除く。以下この号において同じ。)を受信することのできるに關するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助する受信設備を設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬時的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。)のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護するものを除く。以下この号において同じ。)を受信することのできるに關するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助する受信設備を設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬時的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。)のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

別表第六(第百三条の二関係)

無線局の区分		金額
一 移動する無線局 (三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。)	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	五百円
航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	五百円
	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを 超え十五メガヘルツ以下のもの	七百元
	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを 超え十五メガヘルツ以下のもの	八千九百元
	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツ以下のもの	九十六万円
	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツ以下のもの	六千八百円
	使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツ以下のもの	千五百円

二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	三メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	五百円	
掲げる無	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものであつて、電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有するもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 設置場所が第二地域の区域内にあるもの 設置場所が第三地域の区域内にあるもの 設置場所が第四地域の区域内にあるもの 空中線電力	三万七千八百円 二万六千円 六千九百円 三千五百円 七千三百円

三 人工衛星局(八の項に掲げる無線局を除く。)	線局を除く。	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツ以下のもの 使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	円 三千五百 円 二百九十 円 一万三千 円 一億三千 円 十六万七 円 千七百
		三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	円 七千三百 円 八千九百
		三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	円 八千九百 円 〇・〇一 円 八千九百

ける無線
局を除
く。)

使用する電波の 周波数の幅が五					使用する電波の 周波数の幅が三 メガヘルツを超 え五十メガヘル ツ以下のもの			
第一地域の 設置場所が るもの	第四地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区内にあ るもの	第三地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区内にあ るもの	第一地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区内にあ るもの	
一億六千 六百八十	四十万九 千五百円	百二十二 万四千円	六百十一 万千円	千二百二 十一万九 千七百円	六万千八 百円	十八万八 百円		

十メガヘルツを 超え百メガヘル ツ以下のもの			使用する電波の 周波数の幅が百 メガヘルツを超 えるもの		
区域内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区内にあ るもの	区域内にあ るもの	設置場所が 第一地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区内にあ るもの
一万六千 二百円	八千三百 四十万九 千二百円	千六百六 十八万三 千七百円	三億三千 五百七十 四万四千 六百円	一億六千 七百八十 七万三千 四百円	五百五十 六万二千 七百円

<p>五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）</p>		<p>六 基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）</p>	
		<p>六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>テレビジョン放送をす</p>
<p>六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの</p>	<p>設置場所が第四地域の区域内にあるもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの</p>
	<p>千五百円</p>	<p>六万千八百円</p>	<p>十六万三百円</p>
<p>設置場所が第四地域の区域内にあるもの</p>	<p>空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの</p>	<p>設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの</p>	<p>十六万三百円</p>
<p>六千九百九十三万円</p>	<p>六千九百六十三万円</p>	<p>その他のもの</p>	<p>三億四千九百六十万円</p>
<p>空中線電力が十キロワット以上のもの</p>	<p>三億四千九百六十万円</p>	<p>空中線電力が十キロワット以上のもの</p>	<p>三億四千九百六十万円</p>

その 他の もの		使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの		使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツを 超えるもの		円
空中線電力 が二百ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二百ワツ トを超え五 キロワツト 以下のもの	空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二十ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二十ワツ トを超え五 キロワツト 以下のもの	
			二百九十七 百円	四万九千 二百円	二百九十七 百円	
				五百円		

		七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局及び多重放送をする無線局（三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		が五キロワットを超え るもの		九百円	
		八 実験等無線局及びアマチュア無線局		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの		三百円	
		九 その他 の無線局		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		三百円	
				使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		二百六十万円	
						設置場所が第四地域の区域内にあるもの		九千六百円	
								二十六万円	
								九千六百円	
								九万六千三百円	

放送	の	多重放送の業務の用に供するもの												
			使用する電波の周波数の					使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの						
使用する電波の周波数の			設置場所が第四地域にありもの	設置場所が第三地域にありもの	設置場所が第二地域にありもの	設置場所が第一地域にありもの	設置場所が第四地域にありもの	設置場所が第三地域にありもの	設置場所が第二地域にありもの	設置場所が第一地域にありもの	設置場所が第四地域にありもの	設置場所が第三地域にありもの	設置場所が第二地域にありもの	設置場所が第一地域にありもの
三万千八百円			五千元	千六百元	八百円	千六百元	三百円	三百円	三百円	三百円	三百円	三百円	三百円	三百円

業の業務の用に供するもの		幅が三メガヘルツ以下のもの	
波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの	波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの
八千四百七十六万六千円	八千四百七十六万六千円	八千四百七十六万六千円	八千四百七十六万六千円
設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの
四十二万三千八百七十八円	四十二万三千八百七十八円	四十二万三千八百七十八円	四十二万三千八百七十八円
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの
二十六万九千六百円	二十六万九千六百円	二十六万九千六百円	二十六万九千六百円
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
九万六千三百円	九万六千三百円	九万六千三百円	九万六千三百円
設置場所が下のもの	設置場所が下のもの	設置場所が下のもの	設置場所が下のもの
百三十九万九千六百円	百三十九万九千六百円	百三十九万九千六百円	百三十九万九千六百円
設置場所が下のもの	設置場所が下のもの	設置場所が下のもの	設置場所が下のもの
二百六十五万九千五百円	二百六十五万九千五百円	二百六十五万九千五百円	二百六十五万九千五百円

使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を											
	使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの											
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの			設置場所が第二地域の区域内にあるもの			設置場所が第一地域の区域内にあるもの			設置場所が第四地域の区域内にあるもの		
	円	九千三百	七百二十	円	五千三百	七十八万	円	九百	五十六万	二百八十	六万九千	五百円
円	一万七千	五百円	円	八万二千	二億九百	円	八万五千	二億九百	八万五千	二億九百	八万五千	

備考

- 一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。
- 二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。
- 三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域（第四地域を除く。）をいう。
- 四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。
- 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。
- 六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。
- 七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する無線局とみなして、この表を適用する。
- 八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項、三の項、四の項及び九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、二百円を控

除した金額とする。

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

(削る)

別表第七(第百三条の二関係)

区域	係数
一 北海道の区域	〇・〇二九五
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇五〇二
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四五四六
四 新潟県及び長野県の区域	〇・〇二四三
五 富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一六四
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一一九五
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六五二
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇四〇四
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇二一六
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇七〇八

(削る)

十一	沖繩県の区域	〇・〇〇七五
十二	一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五五八六
十三	五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四四一四
十四	一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五	自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二二七三
十六	自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八二六
備考	別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる第百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。	

別表第八(第百三条の二関係)

無線局の区分		金額
一	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	二千三百二十円
	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	千三百八十円
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	四百四十円
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二百六十円

--	--

<p>二 一の項に掲げる無線局以外の無線局 備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。</p>	<p>千三百八十円</p>
--	---------------

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第二項及び第三項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十四第四項、第七章、第九十九条の二並びに<u>第百三条の二第四項及び第十項から第三十五項までの規定</u>（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三</p>	<p>第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第二項及び第三項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十四第四項、第七章、第九十九条の二並びに<u>第百三条の二第十一項及び第十七項から第四十二項までの規定</u>（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三</p>

条の二第四項中「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三条の二第十一項中「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。